

いわて県民情報交流センター条例（平成 17 年岩手県条例第 53 号）第 8 条第 2 項の規定により、県民活動交流センターの附属の設備の利用料金を次のとおり承認した。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

次の表に掲げる額

表 附属の設備の利用料金

区 分			単 位	利用料金 (1 回につき)	
ホール		照明設備		円	
			第 1 スポットライト	1 式	2,580
			第 2 スポットライト	1 式	3,310
			第 3 スポットライト	1 式	3,310
			第 4 スポットライト	1 式	3,310
			第 5 スポットライト	1 式	3,480
			第 6 スポットライト	1 式	1,480
			第 7 スポットライト	1 式	1,130
			第 8 スポットライト	1 式	1,130
			カラーフィルター	1 式	190
			クセノンフォロースポットライト	1 式	1,160
			プロジェクタースポットライト	1 式	200
			ディスクマシーン	1 式	340
			スライドキャリアマスク	1 式	110
			ダブルマシン	1 式	200
			リニアエフェクト	1 式	280
			パターンアダプター	1 式	40
			ミラーボール (丸変速型)	1 式	100
			ミラーボール (楕円変速型)	1 式	130
			波エフェクト	1 個	70
			ステージスポットライト (1kw)	1 個	210
			ステージスポットライト (0.5kw)	1 個	190
			エリプソイダルスポット	1 式	60
			ストリップライト	1 台	90
		スモークマシーン	1 式	200	
		映像設備	高輝度プロジェクター	1 台	13,350
			書画カメラ	1 台	780
			移動型液晶プロジェクター	1 台	2,930
			水引幕	1 枚	560
			源氏幕	1 対	350

附属の設備

舞台設備	引割幕	1 対	1,820	
	袖幕	1 枚	390	
	一文字幕 (高さ 4,550mm)	1 対	840	
	一文字幕 (高さ 3,200mm)	1 枚	600	
	バック幕	1 対	1,660	
	ダメ黒幕	1 対	630	
	平台	1 台	150	
	箱足	1 個	10	
	箱階段	1 台	220	
	電動昇降式演台	1 台	1,030	
	花台	1 台	190	
	司会者台	1 式	840	
	金屏風	1 双	2,360	
	白屏風	1 双	2,360	
	旗パネル	1 枚	260	
	地絨 (幅 18,000mm)	1 枚	990	
	地絨 (幅 6,000mm)	1 枚	200	
	展示パネル	1 式	1,070	
	ホワイトボード	1 台	60	
	プログラムスタンド	1 台	120	
	パンチカーペット	1 巻	250	
	仮設ステージ	1 式	870	
	ミーティングチェア	1 台	20	
	ピアノ	1 台	13,570	
	指揮者台	1 台	140	
	指揮者用譜面台	1 台	70	
	譜面台	1 台	70	
	その他の設備	同時通訳装置	1 式	16,470
		国際会議用テーブル	1 式	13,070
展示室	展示台 (高さ 850mm)	1 台	130	
	展示台 (高さ 900mm)	1 台	250	
	展示台 (高さ 1,050mm)	1 台	310	
	展示台 (高さ 1,200mm)	1 台	330	
	簡易式展示パネル (3連)	1 台	310	
	簡易式展示パネル (4連)	1 台	400	
	簡易式展示パネル (5連)	1 台	500	
	昇降式自立パネル	1 台	720	
	床面照明器具	1 台	30	
	スポットライト	1 台	20	

ホール以外の施設		可動カウンター	1台	80	
		椅子	1台	20	
	スタジオ・調整室		ドラムセット	1式	680
			ギターアンプセット	1式	690
			ベースアンプセット	1式	590
			電子ピアノ	1台	290
			シンセサイザー	1台	240
			譜面台	1台	10
			丸椅子(楽器演奏用)	1脚	10
			スピーカーパワーアンプセット	1式	880
			ダイナミックマイクロホン1	1本	60
			ダイナミックマイクロホン2	1本	30
			コンデンサーマイクロホン	1本	110
			マイクスタンド(ブーム式)	1台	50
			マイクスタンド	1台	50
			ステレオヘッドホン	1台	30
	リハーサル室	ピアノ	1台	5,030	
	会議室 804	固定型プロジェクター	1台	5,830	
	ホール・ホール以外の施設共通		簡易スピーカーシステム	1台	210
			放送設備	1式	1,360
		コンパクトディスク・ミニディスクラジオカセットテープレコーダー	1台	120	
		ビデオ一体型デジタルディスクプレーヤー	1台	70	
		スクリーン	1台	140	
		パイプ組立式スクリーン	1式	520	
		移動型プロジェクター1	1台	650	
		移動型プロジェクター2	1台	330	
		書画カメラ1	1台	460	
		書画カメラ2	1台	260	
		プロジェクター・書画カメラ台	1台	160	
		ノートパソコン	1台	320	
		茶道具	1式	620	
		展示パネル	1枚	110	
		金屏風	1双	700	
		リノリュウム	1枚	80	
		折りたたみテーブル	1台	20	
		スタッキングテーブル	1台	90	
		ステージ	1台	560	
電気料			1kw までごとに	120	

- 備考1 9時から12時まで、13時から17時まで又は17時30分から21時30分までの使用の場合はそれぞれ1回、9時から17時まで又は13時から21時30分までの使用の場合はそれぞれ2回、9時から21時30分までの使用の場合は3回使用したもとする。
- 2 スポットライトの利用料金については、第1スポットライトから第8スポットライトまでのいずれかのスポットライトを2列以上使用する場合に限り、徴収する。